第明治三二十種十五年三月物三十一日認可

平成２４年（フ）第３８４９号
東京都大田区西糀谷３丁目９―20
破産者　小川　直子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８６０号
東京都墨田区八広２丁目56―１―201、開始決定時の住所東京都墨田区八広３丁目38―19―602
破産者　関口　賢治
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８７３号
東京都板橋区高島平７丁目25―10―306
破産者　平山　尚康
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８８２号
東京都練馬区上石神井３丁目34―21―108
破産者　尾島　紀郎
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８８７号
東京都大田区下丸子２丁目１－９
破産者　中島賢一郎
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９１２号
千葉県千葉市花見川区花園町2486―11―103
破産者　鶴丸　和志
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９２２号
千葉県柏市松葉町４丁目７－１―203
破産者　橋本　敬夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８０号
神奈川県南足柄市関本618―６―Ａ―106
破産者　安田　豊久
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８６号
千葉県船橋市三山５丁目３－１
破産者　永山　国枝
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８７号
東京都足立区六月３丁目４－６―201
破産者　遠藤　哲雄
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５号
栃木県河内郡上三川町大字多功2522番地187
破産者　不二工販株式会社
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１０号
栃木県小山市城東１丁目12番11号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市東峰町3101番地59
破産者　慶野　　崇
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２３０１号
千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目13―１
破産者　佐久間州代
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３０２号
千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目13―１
破産者　佐久間善之
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４９２号
埼玉県さいたま市北区植竹町１丁目362―５―209、開始決定時の住所埼玉県さいたま市北区土呂町２丁目101―206
破産者　伊能　尚文
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５号
千葉県浦安市堀江５丁目13―５、住民票上の住所千葉県浦安市富士見４丁目３―17―203
破産者　三木恵理子
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６号
千葉県東金市東上宿７―２―211、住民票上の住所千葉県浦安市富士見４丁目３―17―203
破産者　三木　　学
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３０号
東京都新宿区上落合２丁目23―３―204、開始決定時の住所東京都大田区池上７丁目27―19―503
破産者　高柳　江里
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３１号
千葉県千葉市中央区浜野町992―306
破産者　長谷川嘉和
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７７号
千葉県印西市西の原３丁目４―10―207
破産者　太田　　徹
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２５２号
東京都港区西新橋２丁目13番14号
破産者　株式会社オフィスワイワイ蜜書房
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部